

## 平成27年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

平成27年1月22日瑞穂町教育委員会第1回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君  
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君  
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 協議事項1 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成27年度主要施策（案）について

開会 午前9時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、滝澤委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成27年度主要施策（案）について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成27年度主要施策（案）について、ご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会の平成27年度主要施策を策定する必要があるため、協議をお願いするものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。協議事項1を5枚おめくりいただき、資料編をご覧ください。

瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針について、平成26年度から視覚の面からも見直しを行い、内容が分

かりやすい記載となっています。

また、現在の瑞穂町教育基本計画は、5年が経過するため、後期の5年間を見据え改訂作業をおこなっています。今回の改訂の主なものは、学力向上策のさらなる発展形として、小学校のステップアップ教室、中学校のフューチャースクールの実施を加えています。現在は、学識経験者のアドバイスをいただいている状況となっています。今後の教育委員会定例会等でお示しをしております。

基本方針ごとの主要施策について説明を行います。なお、前年の内容から、修正・追加・削除等を行った箇所は赤字で表記してあります。

まず、1ページから3ページですが、教育目標、基本方針をそれぞれの目標、あるいは、方針の関連・連携を示しています。変更はありません。

次に4ページ以降、平成27年度瑞穂町教育委員会の基本方針と主要施策の案となります。

基本方針の内容には、変更はありません。

それでは、基本方針の主要施策案の見直しについて、順次説明いたします。

まず、基本方針1の主要施策案では、6社会教育における人権教育の推進及び7の社会生活を身に付けるさまざまな体験活動の実施を1の人権教育の推進、2の体験活動の推進にそれぞれ包括しました。

次に基本方針2の主要施策案では、2小学校補習教室や中学校土曜講座の推進として、さらなる学力の向上、定着のため小学校でステップアップ教室、中学校で民間との連携によるフューチャースクールを実施します。3以降は項ずれの改正となっています。

基本方針3の主要施策案では、1防犯カメラによる通学路等の安全推進を追加しました。平成26年度に新たに町の全小学校区域に39台の防犯カメラを設置し、27年度からは人的対応と機械による対応の二面から児童・生徒はもとより乳幼児から高齢者までの安全を守っていきます。

2以降において項番号及び文言の修正を行っています。

基本方針4生涯学習の推進と施設・環境の整備は、社会教育課と図書館が所管する事業となっています。

新郷土資料館・けやき館が平成26年11月16日にオープンしました。また、新郷土資料館・けやき館と耕心館を一体で指定管理としたことにより、管理部門についても社会教育課と図書館に分かれていた所管を、昨年10月に図書館に一括管理を行わせています。そのため、17及び18について修正を行いました。図書館では、けやき館の周知・活用など、2年目に向けた事業を行うこととなります。また、耕心館については、社会教育課から引き継いでいますが、今まで以上の事業展開と二つの施設の連携さらには、さやまかたくりの里等「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」「きらめき回廊」との拠点としての事業を展開いたします。耕心館で行っているジュニアピアノコンテスト、サロンコンサート事業については、従前どおり社会教育課で実施していきます。15については文言の追加を行っています。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより協議をいたします。何かご意見、あるいはご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 基本方針2のところの、確かな学力の育成のところなんですけれども、前にもお話をさせていただきましたが、学校での取り組みと家庭での取り組みもすごく学力向上には大切なことだなといつも思っておりまして、ここに家庭学習の推進か何かという形でもう1項目入れてもらうのは難しいでしょうか。

指導課長 家庭学習の推進は、我々の方としては、各学校を通じて、今、懸命に取り組んでいるところではあるんですけれども、教育委員会の施策ではないのかなと思ひまして、その部分は、大変申し訳ありませんけれども、文言としては入っておりません。

森田委員長 実際には、今のは3番あたりに入ってきているのでしょうか。

指導課長 はい。

森田委員長 その中にね。主旨はそういうことでしょうけども、実際は。

指導課長 土曜講座などもある意味、家庭学習の推進とも考えていますし、その他、いくつか山縣統括と腹案としてはあるんですけども、これはあくまでも施策ではないので文言は入っていません。

戸田委員 もう1点よろしいでしょうか。基本方針3のところの7番の教育委員会の広報広聴活動の充実とありますが、この広聴というのはどういう形のものの意味をさしているのか説明をお願いしたいです。

教育課長 広報広聴活動ですが基本的には広報活動の方は、みずほの教育を出しておりますが、広聴に関しましては、例えばですけども、町のホームページ上に各課へのお問合せというのがあります。こういうものを活用しまして広く一般の方からの意見を取り上げ、そちらの方をしているものです。また、町長への手紙なども回ってきますので、そういうものもですね、広くいろんな方からのご意見の方を伺っている状態です。

森田委員長 私の方から2点ばかりお聞きしたいと思います。基本方針については、事前に委員のいろんな皆さんの意見を聞いてまとめられたんだと思うんですけども、2点だけ確認をしたいと思います。基本方針4のですね、7番の社会教育施設の整備というのは、具体的にどのようなことをお考えになっているのか。それからもう1つですね、14番の図書館整備の検討というのが、毎年入ってくるんですけども、関谷委員も居りますけれども、単に郷土資料館の抜けた後の中身の検討なのか、あるいはもうちょっと広い意味なのか、その辺のところはどうなのでしょうか。

社会教育課長 1点目の社会教育施設の整備ですが、来年度、大きなものとしましては、中央体育館の耐震診断が終わりましたので補強工事を実施する予定でいます。それともう1点は、武道館の耐震診断を行いまして、こちらも補修を進める方向で動いていこうとしているところが、大きな整備になっています。また、細かいものにつきましては様々ございますが、大きいものは以上、2点となります。

以上です。

図書館長 お答えいたします。まさに、今、委員長がおっしゃられたとおり喫緊の整備という形で平成27年度に、3階の郷土資料館の抜けた後の館内の再配置というものを考えているところでございます。また、社会教育同様、昨年、耐震診断が終わりまして図書館の方は耐震診断上、大丈夫という答えが出ましたので、それに基づきまして図書館をどうしようかという意味の検討を、今、しているところでありまして、ただ、いろいろ防衛省の補助金をもらったりしている建物でございますので、いろんなどころと調整が入ってくるのかなと考えています。

以上です。

滝澤委員 ないようでしたら、前半の方の方針については、昨年度も検討して非常にすっきりし、視覚化して見やすいようにやったのであまりしょっちゅう変わってもおかしいので、その点では変更なしで進んでいるのはありがたいなと思っています。ただ、具体的な施策になりまして、この項目もあまり多すぎてもいけないので、例えば、基本方針1は5項目ですっきりとなっていますね。それから基本方針2も8項目ですっきり。同じように見ていくと方針3が11項目と。気になるなというのが方針4で18項目あるんですよ。18あって6ページの方を見ますと8から18までの10項目が全部図書館なんですね。だからその辺を、もう少しキーワードにまとめて半分ぐらいに減らすと全体的なバランスがいいのかなという気がするんですけど。必要なら、もちろんこれでもいいと思うし、全体のバランスをそろえて、目標ですから総括的に入っていればいいというふうに解釈すれば、各論については各課でお任せすればいいと考えれば、方針4の18項目をもう少しすっきりしてもいいのかなと。特に6ページの方をもう少しすっきりできないのかなという気が、例えば、10番、11番、12番は充実という言葉で終わらせているんですよ。だから、何とか、何とか、何とかの充実とやれば1項目になっちゃうというふうなことを考えると、もう少し全体的なバランスもいいのかなという気がするんですけども。各論のことを話してますから、特にこだわりませんが、全体的に見るとそんなことも気になるかなと思います。

以上です。

教育部長　　今、滝澤委員からありました意見については、確かに、例えば、7番の社会教育施設の整備、それと14番の図書館整備の検討というのがありますけれども、こういう意味では、図書館とかスポーツ施設とか、そういう施設全体をあわせて、大きな言い方をすれば社会教育施設というような形で、その整備という形で、図書館・社会教育課というような形でまとめさせていただきたいと思います。この場ですぐ答えを出せないところもあるかと思しますので、その辺はこの項目に添った形で事務局の方にとりまとめを認めていただければ、再度、この項目がその前の基本方針3の11ぐらいまでに納まるぐらいの形で調整をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

森田委員長　　今、滝澤委員の方からご指摘があつて、改めて見ますと確かにウエイトの低いものが入っているような気がしますので、これを事務局にお任せするという事で、なるべくまとめていただいたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の発言）

関谷委員　　今、図書館整備が社会教育とひとくくりにするのはいいのですが、ただ、ハードだけの整備ではなくて、委員長がさっき聞こうとしたのは、ソフト面の整備もこれからどうするのかというのもあるんで、ただただ、ひとくくりにするだけではなくて、その辺を考えて起こすものは起こした方がいいと思うんで。

それからもう1ついいですか。先ほど、戸田委員の方からの質問で、基本方針3の主要施策7の部分ですが、教育委員会の広報広聴活動の充実というところで、広報活動、広聴活動はそれぞれやっていると思うんですが、例えば、傍聴者。傍聴制度があつて、実際にはこれまでどうなんでしょうか。傍聴があつたかどうか。つまり、これから委員会制度が変わろうとしている時に、一般住民は教育委員会というものがなかなかわかっていないと思うんですね。というところで、広報広聴もありだし、それと教育委員会とは、そも、どういうことをしてい

るのかということを知らしめる何かがあってもいいかなど、そんなふうに考えています。

教育部長

今、関谷委員の方からある意味、質疑、またご提案という形で出た部分でございますけれども、過去ですね、教育委員会の傍聴の部分につきましては、つい最近ですと、教科書採択の時に関連の方にはなるかと思いますが、そういう方が来たりだとか、後は、かつては議員さん、また一般の方、私が教育委員会に部長職で来てからの中でも数件はありました。ただ、最近は、その教科書採択以後につきましては、またそれ以外の部分についても、なかなか教育委員会への傍聴が少ないというのも事実でございます。そういうようなところで、教育委員会の動きというところを、この委員会を傍聴していただければというようなところもありますので、それを含めて、広報広聴の中で、我々でどういったことをしていけばいいのかを考えていきたいと思っております。

以上です。

関谷委員

今回の制度改変の元というのはやはり、ある一都市で起こった教育委員会と学校とか、あるいはいろんなところで齟齬が生じたということから始まったと思うんですよね。この町などは、そういうことでなく順当に機能していたと思うんです。そういうところをもう一度ふまえて、いたずらに変える必要はない。今までやったことはしっかりとやっていけばいいと、そんなふうに思います。

以上です。

森田委員長

そういったご意見をふまえながらいろいろと検討していただきたいと思っております。

森田委員長

よろしいでしょうか。それでは、いろんなご意見が出ましたので、それらをふまえて、もう一度事務局の中で検討していただき、お任せしますので、よろしくお願ひしたいと思います。他にご質問もないようですので終結いたします。協議事項1を先ほどの提案部分を除きまして、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

森田委員長　　ご異議なしと認め、協議事項1を承認いたします。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成27年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

閉会　午前9時21分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員